

資料

「介護等の体験」の事前・事後指導のあり方の検討 — 社会福祉施設における体験を中心に —

Consideration of the way to provide prior and follow-up guidance for "Experiences in Nursing Care, etc."
— Focusing on experiences in social welfare facilities —

市橋真奈美*¹

要約：「介護等の体験」は、小学校・中学校の教員免許取得のために義務付けられた体験活動である。障害者や高齢者等の介護を必要とする人々が利用している社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間の合計7日間が課されている。社会福祉施設での体験については、介護等体験導入期には介護等体験の必然性も含め批判的に論じている文献が多いが、制度の定着に従い介護等体験を肯定的に論じる研究もみられるようになり、子どもと共感的な人間関係を築くための基礎経験として大変有用であるとする研究や介護等体験の教育的意義と効果について言及する研究もある。これらの研究を踏まえ、学生の介護等体験を単なる「体験」で留まらせるのではなく、教職課程において教育実習の前段と位置づけ、学外での実習の心構えを養うという観点からも事前・事後指導のあり方を検討することが必要である。

Key Words：介護等体験、社会福祉施設、カリキュラム・マネジメント、事前・事後指導

1 はじめに

小学校及び中学校の教諭普通免許取得に係る「介護等の体験」（以下介護等体験）の制度が導入されて20年余りが経過した。小学校及び中学校の教諭普通免許を取得するには、この介護等体験を行うことが義務付けられているが、この活動自体は本学においては単位として認められておらず、教育実習の位置づけとは大きく異なっている。また、保育士資格や看護師免許に求められる実習とも性質が異なっている。

本学は、2015年度より教育学部（設置時は発達教育学部）児童教育学科において幼稚園・小学校教諭免許の取得を、加えて2018年度からは保健教育学科において、中学校及び高等学校教諭免許（保健体育）、養護教諭免許を取得する教職課程の認定を受け、福祉施設の体験（5日間）については兵庫県社会福祉協議会と、特別支援学校の体験（2日間）については兵庫県教育委員会と連携・調整しつつ、介護等体験を実施している。2019年度までに教員免許取得を希望する学生のうち、児童教育学科192名、保健教育学科56名が介護等体験を行った。2020年度及び2021年度の介護等体験については、新型

コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、関係各部署より「受け入れ中止」、「受け入れ調整中止」の決定通知が届き、急遽本学においても介護等体験の代替措置を講じなければならなくなった。「体験」活動が資料講読及びレポート課題という「座学」に代替となり、それをきっかけに、介護等体験の「体験」の意味を再考する機会を得た。

そこで、本研究は、介護等体験導入期から近年にわたる動向と課題を整理し、今後の介護等体験の指導のあり方を検討するための資料を得ることを目的に行う。

2 介護等体験とは

介護等体験は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（通称、介護等体験特例法）」に基づいて、小学校・中学校教諭普通免許状取得のために義務付けられた体験活動である。この体験活動は、障害者や高齢者等の介護を必要とする人々が利用している社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間の合計7日間が課されている。介護等体験特例法は、議員立法であるが、その制定趣旨は「私は、この高齢化・少子化の時代に、将来を見据えた教員の資質向上の一環として、また、長い目で見て日本人の心にやさしさを蘇らせることに繋がるものとして、いじめの

2021年12月7日受付／2022年1月19日受理

*¹ ICHIHASHI Manami
関西福祉大学 教育学部

問題など困難な問題を抱える教育の現場で、これから活躍される方々が、高齢者や障害者に対する介護等の体験をみずからの原体験として持ち、またそうした体験を教育の場に生かしていくことによって、人の心の痛みのわかる人づくり、各人の価値観の相違を認められる心を持った人づくりの実現に資することを期待している(1997年5月28日第140回通常国会衆議院文教委員会)と代表議員によって概要説明が行われている。介護等体験は、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深め、教員としての資質の向上と義務教育の一層の充実を期することを目的としたものであって、介護等の知識や技術を身につけるためのものではないことに留意したい。その後この法律の成立を受けて急遽1998年より開始された介護等体験は、大学、社会福祉施設、盲・聾・養護学校の現場で様々な課題を含みながら実施された。

3 社会福祉施設における介護等体験

社会福祉施設での体験については、「養護学校での体験は、教育という現場なので学生自身も学ぶところがあるし、教育現場を見る意味でもいろいろ意味があるが、施設体験は行き先もまちまちである」(宮脇, 2005)、「教職課程との関連性も曖昧なものとなっている」、「介護等体験の社会施設体験は教職志望学生にとって教員としての資質を向上させる体験とはなり得ていない」(田実, 2008)等、介護等体験導入期には介護等体験の必然性も含め批判的に論じている文献が多い(佐藤, 2017)。

その他、学生を受け入れる社会福祉施設と学生を送り出す大学の「体験」の捉え方に着目した入江(2008)は、社会福祉施設側は、新たに入ってきた介護等体験を「福祉実習」、「施設実習」に近いものとして捉えようとしたのに対し、大学側は教員養成課程の中に介護に関する学習は位置付けられていないにもかかわらず、学生を送り出さなければならず、この両者の「体験」の捉え方にズレが生じていることが問題であると指摘した。実習生に比べ期待外れな学生の実態や基本的な社会性の欠如も含め学生の「不始末」に対して施設に謝罪を繰り返した実情について報告している。この現状について、庄司(2019)は、介護等体験特例法施行当初から問題として今に至るまで残っていると指摘している。

しかしながら、制度の定着に従い介護等体験を肯定的に論じる研究もみられるようになる(佐藤, 2017)。例えば、1999年から4年間に渡って「社会福祉施設における介護等体験のアンケート調査」を実施し、社会福祉

施設での介護等体験を通して学生が学ぶことについて検討した山下(2003)によると、介護等体験を通して障害児や高齢者への関心が「かなり高まった」という肯定的な反応は97.6%、そして、90.6%の学生が介護等体験は「教師としての資質形成に役に立つ」と肯定的な見方をしていると報告している。また、介護の専門的な技術が求められる場面より、日常的な生活場面での「触れ合う」「交流する」「サポートする」場面において、学生が体験からの気づきを得ていることに着目し、「人とかかわり合うことの意味」「対人関係を支えるもの」「利用者との肯定的な関係」等への気づきは、子どもと共感的な人間関係を築くための教師の基礎経験として大変有用であると述べている。

学生たちの介護等体験の振り返りを質的に検討した荻野(2016)は、障害者や高齢者とほとんど接する機会のない学生にとって、介護等体験そのものが多様な人々、個性、価値観があることに気づく機会となるだけでなく、高齢者や障害者を身近に感じ社会で共に生きる存在であることを認識する機会となっていると述べている。教師になるために「介護」の経験がなぜ必要か、当初は懐疑的な気持ちで体験に臨む学生も少なくないが、ほとんどの学生が体験後には意義あるものと捉え直しているという。介護等体験で得た福祉に関する知識や理解は教師としても活かせるものであり、体験で出会った高齢者・子どもたちの姿や事前に持っていた自分の先入観への気づきから、教師にふさわしい人権尊重の精神、道徳観を身に付け、偏見、差別のない社会づくりを生徒に伝える意識が芽生えている。このような学生の意識の変容について、介護等体験の趣旨として法律にうたわれている「個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識」の深まりと捉え(荻野, 2016)、介護等体験の教育的意義と効果について言及している。

介護等体験の制度導入当初の混乱を経て、社会福祉施設が戸惑いや不満を感じながらも実習生ではない学生を受け入れていることを受け止め、大学は事前指導・事後指導の工夫や徹底を図ることで学生の学びの充実に向けて努力してきた。佐藤(2015)は、社会福祉施設での体験を通して学んだことについて調査した結果、学生は「体験」したことで満足してしまい、記述された内容は感想の域を超えず表面的な理解であったと報告している。さらに、学生の介護等体験を単なる「体験」で留まらせるのではなく、「体験」を客観的に捉え自己意識の変容を促すという学びにまで高めるためには、事前・事後指導

の充実が必要であると主張している。

4 介護等体験の事前・事後指導について

2000年12月の文部省通知「介護等体験の円滑な実施について」によると、「一部の学生に心構えや態度に問題がある」と指摘されている。また、庄司（2017）は、次のような「介護等体験における問題事例」を挙げている。

- ・朝の集合時間に遅刻する
- ・指定された服装、持ち物を用意していない。
- ・書類を忘れてしまう。
- ・施設や学校のコピー機を借りて使用しようとする。
- ・途中抜け出してコンビニに行く。
- ・居眠りをしている。
- ・説明を受けているときに下を向いている。
- ・呼ばれても返事をしない。
- ・施設内、学校内でケータイをいじっている。
- ・髪が乱れており、子どもが気にする。
- ・活動への参加が消極的である。
- ・私語をする。

このような問題の背景には、体験活動の目標を自分なりに具体化できないまま活動に入ったり、体験活動の成果を実感できない等、学生に対する事前指導の不十分さに起因するものがあると述べている。本学においても同様の問題が起り、担当者として対応したことがある。

また、利用者の人権への配慮、守秘義務といった実習生としての最低限度のきまりや心構え、挨拶や言葉遣い、服装、身だしなみ等の社会的常識等について事前に指導している佐藤（2017）は、学生の「日誌」を分析した結果、介護等体験によって、学生の自己意識の揺れや変化が生じていると評価し、大学におけるさらなる事後指導の重要性を指摘している（佐藤、2015）。

以上の研究の論点及び本学の状況を踏まえると、効果的な事前・事後指導について検討することが課題である。

5 終わりに

教職課程は、学芸と実践性の両面を兼ね備えていることが必要とされ、教員養成は常にこの二つの側面を融合することで高い水準の教員を養成することが求められてきた。2017年に取りまとめられた「教職課程コアカリキュラム」において、教育職員免許法施行規則に規定する各事項について修得すべき資質能力が示されているが、教員には、使命感や責任感、教育的愛情、総合的人

間力、コミュニケーション能力等、教育職員免許法施行規則に規定する各事項に納まらない「総合的な資質能力」が求められるとある。まさに、この「総合的な資質能力」習得のための学びの基盤となる体験活動が「介護等体験」と言えるのではないだろうか。約20年前の教職カリキュラムの改訂の際、山下（2003）は、介護等体験を「教科または教職に関する科目（これらに準ずる科目）に位置づけ、単位化した経緯を詳細に報告している。その中で、単位化した主な根拠として、体験への主体的な姿勢づくり、社会福祉施設の利用者への理解、職員等との接し方、協力的な態度やマナー、学生自身の教職への意志（教員免許取得）の確認等を挙げ、体験前に、体験にかかわる準備として必須であることを理由として挙げている。これは、庄司（2017）の指摘している「介護等体験における問題事例」の解決にもつながると言えるだろう。

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護等体験の多様な体験機会の充実を目指し、介護等体験が実施可能な施設を拡大するべく、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第24号）」が発令された。その通知（文部科学省、2021）の中で、教職課程のカリキュラム編成上の介護等体験の位置付けについて、「大学等で、介護等体験を事前事後学習と併せて授業の一環として位置付けることで、教職課程のカリキュラムとの関連を図り効果的、効率的な実施に努めること」を留意事項として挙げている。今後、本学における介護等体験の充実に向けて、介護等体験を行う2年次に筆者の担当する「教育相談」、「進路指導論」及び「生徒指導論」が配置されており、事前・事後指導についてカリキュラム・マネジメントの観点から検討する必要があると考えている。同時に、荻野（2016）の主張するように、教職課程において、介護等体験を教育実習の前段と位置づけ、学外での実習の心構えを養うという観点から、事前・事後指導の時間の確保が課題である。

引用文献

- 入江 直子（2008）「介護等体験の意義と課題－「神奈川大学方式」で取り組んでみて－」神奈川大学心理・教育研究論集、第27号、pp.93-101
- 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（2017）「教職課程コアカリキュラム」、pp.1,pp.3.
- 荻野 佳代子（2016）「介護等体験からの学び」神奈川大学心理・

教育研究論集, vol.27,pp. 93-101.

宮脇 文恵 (2005)「大学側から見た介護等体験の課題（「介護等体験」の学習支援システムの構築）」日本福祉教育・ボランティア学習学会年報, vol.10,pp.244-261

文部科学省 (2021)「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）」

佐藤 真澄 (2017)「学生が社会福祉施設での介護等体験で「学ぶこと」」山口学芸研究, 第8号, pp.89-100.

佐藤 幸江 (2015)「介護等体験における学生の自己意識の変化について」金沢星稜大学人間科学研究, 8(2), pp.1-4

庄司 和史 (2019)「介護等体験の意義と実際－体験活動を終了した学生へのアンケート調査より－」信州大学教職支援センター, 教職研究, 第10号, pp.9-20.

田実 潔 (2008)「介護等体験による学生の意識変化について－教職志望学生が介護等体験から学ぶもの－」『北星論集』, 45(2), pp.61-68.

山下 松蔵 (2003)「教員養成における介護等体験の意義と効果：社会福祉施設の介護等体験を中心に」國學院短期大学紀要, vol.20 p.A109-A141